

平成19年度子どもの虹情報研修センターが実施する研修予定

	研修名	受講対象	研修期間	定員
H19 5月	児童相談所長研修<前期>	新任の児童相談所長	5月16日(水) ～18日(金)	60名
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所医師・情緒障害児短期治療施設医師・医療機関医師・その他に勤務している児童虐待に携わる医師	5月29日(火) ～30日(水)	30名
6月	新設情緒障害児短期治療施設職員研修	近年開設した情緒障害児短期治療施設職員及び新任職員	6月13日(水) ～15日(金)	30名
7月	児童相談所児童福祉司・児童心理司等合同研修 ※	児童相談所の児童福祉司・児童心理司等	7月3日(火) ～6日(金)	60名
	児童虐待対応等基礎研修 ※	学校、保育所、幼稚園、障害児施設、病院等で、子どもと家族に関わる者	7月26日(木) ～27日(金)	80名
8月	大学生・大学院生MDT(多分野横断チーム)研修	子どもの虐待防止等に関心のある大学生・大学院生	8月2日(木) ～3日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:福島県福島市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	8月30日(木) ～31日(金)	80名
9月	地域虐待対応等合同研修<アドバンスコース>(センター) ※	都道府県職員や市町村で子どもの虐待防止等に携わる職員で、より高度な知識・実務を学びたい者	9月5日(水) ～7日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:長野県松本市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	9月20日(木) ～21日(金)	80名
10月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・個別対応職員・主任保育士・家庭支援専門相談員等	10月9日(火) ～12日(金)	60名
	児童相談所長研修<後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月16日(火) ～18日(木)	60名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月6日(火) ～9日(金)	60名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある方(治療機関・施設専門研修の最終日に実施)	11月9日(金)	150名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:奈良県奈良市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	11月21日(水) ～22日(木)	80名
12月	地域虐待対応等合同研修(開催地:山口県山口市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	12月6日(木) ～7日(金)	80名
	テーマ別研修(性的虐待)	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	12月19日(水) ～21日(金)	80名
H20 1月	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設で指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等で、施設経験5年以上の者	1月16日(水) ～18日(金)	60名
	児童相談所スーパーバイザー研修 ※	児童相談所で指導的立場にある職員(スーパーバイザー)で、児童相談所に5年以上勤務し、より高度な知識・実務を学びたい者	1月29日(火) ～2月1日(金)	60名
2月	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	2月12日(火) ～15日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:長崎県長崎市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	2月28日(木) ～29日(金)	80名
3月	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	3月12日(水) ～14日(金)	60名
	テーマ別研修(非行と児童虐待)	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	3月17日(月) ～19日(水)	80名
随時	児童福祉施設職員地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員	年2ヶ所 実施予定	概ね30名以上

※ 新規または再編した研修

(注) 研修の日程等については、今後若干変更する場合がある。

(家庭福祉課関係)

1. 児童の社会的養護の拡充について

児童の社会的養護については、去る2月2日、「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」を設置し、その目指すべき方向や、拡充のための具体策についての検討が開始されているので、本検討会における議論の動向に留意しつつ、下記の項目について、拡充に向けた取組を推進していただきたい。(資料1 (119頁))

(1) 里親制度のさらなる充実について

① 里親委託の推進について

子どもの発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、温かい愛情をもった家庭の中で養育する里親制度は、家庭での養育に欠ける子ども等にとって有意義な制度である。

このため、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、里親委託率を平成21年度までに15%まで引き上げること、及び虐待を受けた子ども等を養育する専門里親の登録者総数を平成21年度までに500人とすることを目標に掲げたところである。

資料2を参考とし、里親委託率の低い都道府県等においては、その要因を十分分析した上で、里親委託の一層の推進に努めていただきたい。(資料2 (121頁))

② 里親委託推進事業の充実について

里親委託を一層推進するためには、子どもを委託する児童相談所、保護を要する子どもを実際に養育している乳児院等の児童福祉施設、子どもの委託を受ける里親が協力しながら、具体的な目標を持って里親委託に取り組んでいく必要があることから、平成18年度予算において、児童相談所に新たに「里親委託推進員」を配置し、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する「里親委託推進事業」を創設したところである。

さらに、実親に将来にわたり養育されることが困難な子どもについては、永続的な家族関係を重視する観点から、養子縁組制度の活用が効果的である。平成19年度予算(案)においては、新たに養子縁組支援のための経費を算入したところであるので、これらの施策を積極的に活用していただきたい。(資料3 (122頁))